

権利申告のお願い

売買や相続、贈与等により、土地の所有権に変更が生じた場合は『所有権移転届出書』を提出してください。また、登記されていない借地権を有することになった場合は『借地権申告書』を提出して下さい。なお、これらの権利の申告等が行われないと、現況の権利と一致した『仮換地証明書』等の発行ができない場合もありますので、ご留意して下さい。

上記のことについて、ご不明な点や相談等がございましたら「区画整理課・計画換地係」までお問合せ下さい。

仮設庁舎の案内について

市庁舎の建て替えに伴い、区画整理課は**仮設庁舎（北町2丁目8番8号）**へ移転しています。ご来庁の際はご注意ください。なお、電話番号は変更ありません。



あとがき

今年度の錦町土地区画整理事業については、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図るとともに、感染拡大の状況なども注視しながら、適切な対応に努め、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、権利者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

区画整理事業に関するお問い合わせ先

土地・権利申告に関すること	→ 区画整理課・計画換地係	048(433)7720
建物等移転に関すること	→ 区画整理課・移転係	048(433)7721
道路等工事に関すること	→ 区画整理課・工事係	048(433)7717

錦町区画整理だより

はじめに

初夏の候、皆様方にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

錦町地区では、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、土地区画整理事業を進めています。

この事業に対し、日頃より皆様のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げますとともに、今後もより一層の事業推進に努めてまいります。

さて、今回の区画整理だよりでは、事業の進捗状況や事業計画に加え、新たな信号機の設置等についてお知らせします。

事業の進みぐあい

～ 令和4年3月31日 現在 ～

◇ 仮換地の指定状況	86.0%
◇ 建物の移転状況	68.5%
実施済戸数（全体1,535戸）	1,052戸
◇ 公共施設の整備状況（街路築造）	79.8%
◇ 整備面積（全体85.1ha）	55.5ha



令和4年度事業計画について

建物移転について

今年度予定の22戸に加え、国の令和3年度補正予算を活用した継続分などの6戸を合わせた合計28戸の建物移転を予定しています。関係権利者の方には担当者が説明にお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

道路整備等の工事について

道路の整備は、建物移転箇所を中心とした街路築造工事を予定しています。

仮換地指定について

将来の土地の位置や形状を決定する“仮換地指定”は、今後も関係権利者の皆様と協議を進め、協議が成立した方から随時、仮換地の指定を行います。

令和4年度の建物移転予定箇所 及び今後の事業予定について

今年度の建物移転は、**○** で囲まれた箇所を中心に28戸を予定しています。

└ 太線より **////** 斜線側は、今後概ね5年間で建物移転の完了をめざすエリアを示しています。関係権利者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、建物の表示が無く、区画が整然となっている部分は、既に移転が完了したところです。

新たな信号機の設置について

事業の進捗に伴い、令和4年3月に、錦町4丁目のわらびりんご通りと都計道・錦町松原線との交差点に、新たな信号機が設置されました。

この信号機の設置に合わせて、一部で道路の交通規制等も変更となりましたので、ご注意ください。



新たに信号機が設置された錦町4丁目の交差点

